

平成15年12月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第17号 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

和田給与課長から、市町村立学校職員に係る給料表を平成15年12月1日から改正し、同日施行とするが、給料月額調整は4月から11月までの給与及び6月の期末・勤勉手当を12月の期末手当で調整する内容となっている。諸手当については、配偶者に係る扶養手当を500円減額し月額13,500円に、住居手当の持ち家の職員について1,000円減額し月額3,600円、期末勤勉手当について、現行の支給率から0.25減率し年間4.4月とし、それぞれ平成15年12月1日から実施する。調整手当の異動保障について、現行の3年間保障を平成16年4月1日から2年間の保障とし、2年目の保証率を80%に下げる。また、通勤手当の交通機関利用者の手当額について、現行1ヶ月定期券の価格で支給しているが、平成16年4月1日から6ヶ月定期券の価格に改正するものであると説明があった。委員から、異動保障というものはどういう趣旨のものであるかと質問があり、調整手当の高い地域から低い地域に異動した場合に、高い方の支給率を一定の期間保障するものであり、調整手当の地域別の支給率については別途決められていると説明があった。

以上の審議の結果、報告のとおり承認された。

報 第18号 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

給与課長から、市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、小中学校の特殊学級担当者の給料の調整額を平成15年12月1日から減額する改正を行うものであると説明があり、報告のとおり承認された。

報 第19号 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

給与課長から、市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、小中学校に勤務している栄養職員に適用されている学校栄養職員給料表の1級から2級へ昇格する場合の特定号給を平成15年12月1日から改正するものであると説明があり、報告のとおり承認された。

報 第20号 最高号給を超える給料月額を受ける市町村立学校職員の給料の切替え等に関する規則について

給与課長から、市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、旧規則を廃止し、新たに規則を制定すると説明があり、委員から最高号給を超える人は何人ぐらいいるのかと質問があり、課長から小中学校で約900人であると答弁があり、報告のとおり承認された。

付議事項

議案第25号 和歌山県教育研修センター教育相談課の和歌山ビッグ愛への移転に伴う和歌山県教育研修センター規則の一部改正（案）について

板橋県立学校課長から、和歌山県教育研修センター教育相談課を和歌山県教育研修センター教育相談室とし、平成16年4月1日から和歌山ビッグ愛に開所することに伴う規則の改正であると説明があり、委員から、センターから離れるため決裁権者をどうするか等、実際の業務に支障のないようにしてほしいと要望があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第26号 平成15年度和歌山県教育研究奨励賞受賞候補者（案）について

山路小中学校課長から、個人の部で高等学校教諭1名、団体の部で小学校、中学校それぞれ1校を表彰したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 27 号 公立中学校長の人事について

小中学校課長から、平成 16 年 1 月 1 日付けの公立中学校長の採用について説明があり、原案のとおり決定した。